

西東京 糖尿病看護を語る会 会則

第一章 総 則

< 名 称 >

第 1 条 本会は、西東京 糖尿病看護を語る会と称する。(以下「本会という」)

< 組 織 >

第 2 条 本会の組織は世話人会によって構成される。

< 目 的 >

第 3 条 本会の目的は、西東京地区の医療機関等に勤務する看護師の療養指導技能の向上を支援する事業を行い、その活動を通して地域の糖尿病患者の健康と福祉に貢献することである。

< 事 業 >

第 4 条 本会では、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 主に、糖尿病療養指導に関わる看護師を対象とした研修会の開催
2. その他、本会の目的に則した内容の事業

第二章 世話人会

< 構 成 >

第 5 条 若干名の世話人により世話人会を構成する。

1. 世話人会には、世話人代表をおく。
2. 代表世話人は、世話人の互選による。

< 業 務 >

第 6 条 世話人会は、本会が行う研修会の内容を審議・決定する。

< 開 催 >

第 7 条 世話人会は、年1回以上開催する。また世話人会の招集は代表世話人が行う。

< 議 決 >

第 8 条 世話人会の議決は、出席者の合意による。

< 事 務 局 >

第 9 条 本会の事務局は、下記におく。

公立昭和病院 南 8 病棟(南館 8 階)
〒187-8510 東京都小平市花小金井八丁目 1-1
TEL 042-461-0052 FAX 042-464-7912

第三章 付 則

< 会 則 の 変 更 >

第 10 条 本会則は、世話人会の議をもって変更できる。

< 事 業 年 度 >

第 11 条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

< 会 計 >

第 12 条 本会の行う研修会の費用は、原則として参加費及び共催者からの出資をもってこれに充てる。会計は、年度終了後に事務局長が監事に報告し監事が承認する。監事は世話人会及び研究会開催時に報告し、会員の承認を得る。

< 施 行 >

第 13 条 本会則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

【別 記】

世話人名簿

会長

小柳 貴子（武蔵村山病院）

副会長

豊島 麻美（武蔵野赤十字訪問看護ステーション）

監査

塚本 洋子（北里研究所病院）

役員

町田 景子（東京都立多摩北部医療センター）

菅原 加奈美（クリニックみらい立川）

浅間 泉（杏林大学医学部附属病院）

志賀和美（武蔵野赤十字病院）

村田 中（日本赤十字社医療センター）

久保麻衣子（東海大学八王子病院）

名嘉真香小里（多摩センタークリニックみらい）

事務局長

松本 麻里（公立昭和病院）

【日時】令和元年 12 月 20 日 にて世話人名簿（所属）改訂

【日時】2022 年 2 月 5 日（土）にて世話人名簿（所属）改訂